

資料提供

令和3年6月11日（金）
新型コロナウイルス感染症対策本部 広報班
照会先：保健福祉部感染症対策課
連絡先：029-301-3200
[8時30分～22時]

新型コロナウイルス感染症の変異株 PCR 検査体制について

県では、国の変異株の検査方針に則り、6月14日より、変異株 PCR 検査の体制を「N501Yの変異がある変異株」から、デルタ株（インド株）が含まれる「L452Rの変異がある変異株」を対象とした検査体制に移行し、変異株の流行状況の把握に努め、迅速な情報提供を図ってまいります。

報道機関の皆様への資料提供につきましては、これまでの「N501Yの変異がある変異株」の患者発生時と同内容で、「L452Rの変異がある変異株」の患者発生について提供いたします。

- ※ 「L452Rの変異がある変異株」とは、インドにおいて最初に確認されたデルタ株や、米国において最初に確認されたイプシロン株などを含む。
- ※ デルタ株については、従来株よりも感染性が高い可能性や、ワクチンと抗体医薬の効果を抑える可能性が懸念されている変異株